

山ノ内町道路自営工事承認事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、町が管理する町道について、道路法（昭和27年法律第180号。以下「法」という。）第24条の規定により道路管理者以外の者が行う道路に関する工事又は維持（以下「自営工事」という。）の承認に関する事務の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(承認の申請等)

第2条 町長は、自営工事承認申請をしようとする者（以下「申請者」という。）がある場合は、道路自営工事承認申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に、次の各号に掲げる図書を添付し提出させなければならない。

- (1) 位置図（縮尺1/1,500～1/5,000）
- (2) 平面図、縦断図、横断図（縮尺1/10～1/1,000）
- (3) 構造図（縮尺1/10～1/100）
- (4) 公図（写）
- (5) 現況写真
- (6) 同意書（様式第2号）

2 承認済の箇所で申請書の内容に変更が生じた場合は、申請者に道路自営工事変更承認申請書（様式第3号）を前項に準じて提出させるものとする。

(承認基準)

第3条 自営工事申請内容の承認基準は、長野県道路自営工事承認基準（以下「承認基準」という。）に準ずる。

(申請の審査)

第4条 町長は、申請者から申請書を受理した場合においては、前条の承認基準に適合しているか、工事の実施方法が適当であるか等について、審査を行うものとする。

(承認等)

第5条 町長は、自営工事の承認等を行う場合において、道路の構造の保全、交通の危険防止等のため必要があるときは、条件を付することができる。

2 町長は、自営工事の承認等を行った場合においては、道路自営工事承認指令書（様式第4号）又は道路自営工事変更承認指令書（様式第5号）により申請者に通知するものとし、当該承認等を行わない場合においては、道路自営工事不承認指令書（様式第6号）により申請者に通知するものとする。

(承認等の取消し)

第6条 町長は、自営工事の承認等又は自営工事の承認等の際に付した条件に違反しており当該自営工事の承認等を取消すことが適当と認める場合においては、自営工事の承認等を取消すことができる。

2 町長は、自営工事の承認等を取消した場合においては道路自営工事承認取消書（様式第7号）により申請者に通知するものとする。

(道路の通行制限)

第7条 町長は、自営工事により道路の通行制限が生じる場合は申請者に道路通行制限願を提出させ、中野警察署長その他の者に通知するものとする。

(道路使用許可)

第8条 申請者は、自営工事を行う場合、道路使用許可申請書を中野警察署長に提出し、許可をうけなければならない。

(完了検査)

第9条 町長は、自営工事が完了した場合は、申請者から道路自営工事完了届(様式第8号)を提出させ、原則として申請者立会のうえ速やかに完了検査を行い、検査の結果を道路自営工事完了検査結果通知書(様式第9号)により申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の検査により自営工事完了と認めた場合は、当該工事により設置された施設又は工作物等は道路の一部又は道路付属物として引渡しを受けるものとする。なお、完了検査日から2年間は保証期間とし、申請者の責による瑕疵が発見された場合、申請者は直ちに手直しをしなければならない。

(原状回復)

第10条 町長は、自営工事の承認等を取消した場合は、速やかに施設等の除去及び道路の原状回復を道路自営工事道路原状回復命令書(様式第10号)により申請者に命ずるものとする。

(道路台帳の補正)

第11条 町長は、自営工事により道路現況に変更を生じた場合は、速やかに道路台帳を補正するものとする。

(不服申立て)

第12条 町長は、第6条第2項に規定する処分をした場合においては法第96条第2項及び行政不服審査法(昭和37年法律第160号)で定める不服申立てを教示するものとする。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

(様式第1号) (第2条関係)

道路自営工事承認申請書

平成 年 月 日

山ノ内町長 様

申請者住所

氏名

㊞

電話番号

道路法第24条による道路に関する工事を下記のとおり施行したいので承認してください。
なお、工事完了後道路施設は寄付します。

記

- | | | | |
|---------------|-----|--------|----|
| 1 工事の場所 | 路線名 | 町道 | 線 |
| | 場 所 | 山ノ内町大字 | 番地 |
| 2 工事の目的及び必要性 | | | |
| 3 工事又は工作物の概要 | | | |
| 4 工事の時期及び実施方法 | | | |

実施時期 年 月 日から 年 月 日まで

直営・請負（業者名 連絡先 ）

(添付書類)

- ①位置図（縮尺 1/1,500～1/5,000） ②実測平面図（縮尺 1/10～1/1,000） ③縦横断面図（縮尺 1/10～1/1,000） ④構造図（縮尺 1/10～1/100） ⑤公図の写し ⑥現場付近写真 ⑦同意書

(注)

- 工事の場所は具体的に記入のこと。（番地も記入）
- 工事又は工作物の概要は別紙のとおりとして、関係図書を添付のこと。
- 実施方法は直営か請負とし請負の場合は業者名も記入のこと。
- 同意書は地元関係者（区長・惣代）のものを添付すること

同 意 書

平成 年 月 日

山ノ内町長 様

住所

氏名

㊟

_____において実施予定の下記自営工事については、地元として何ら支障ありません。

記

1 工事場所 路線名 町道 線

場 所 山ノ内町大字

2 工事の目的

3 工事の概要

道路自営工事変更承認申請書

平成 年 月 日

山ノ内町長 様

申請者住所

氏名

㊟

電話番号

年 月 日付け第 号により承認を受けた道路自営工事について、下記のとおりに変更したいので申請します。

記

1. 変更理由

2. 工事の場所 路線名 町道 線
場 所 山ノ内町大字 番地

2 工事の目的及び必要性

4 工事又は工作物の概要

4 工事の時期及び実施方法

実施時期 年 月 日から 年 月 日まで

直営・請負 (業者名 連絡先)

(添付書類)

①位置図 (縮尺 1/1,500~1/5,000) ②実測平面図 (縮尺 1/10~1/1,000) ③縦横断面図 (縮尺 1/10~1/1,000) ④構造図 (縮尺 1/10~1/100) ⑤公図の写し⑥現場付近写真 ⑦同意書

(注)

- (1) 工事の場所は具体的に記入のこと。(番地も記入)
- (2) 工事又は工作物の概要は別紙のとおりとして、関係図書を添付のこと。
- (3) 実施方法は直営か請負とし請負の場合は業者名も記入のこと。
- (4) 同意書は地元関係者 (区長・惣代) のものを添付すること。

道路自営工事承認指令書

山ノ内町指令第 号

様

平成 年 月 日付けで申請のあった道路自営工事について、下記の条件を付し道路法第24条の規定により承認する。

平成 年 月 日

山ノ内町長 竹 節 義 孝

記

条 件

1. 工事に関する一切の費用は、道路法第57条の規定により申請者の負担とすること。
2. 工事により第三者に損害を与え又は紛争が生じた場合には、申請者の負担において損害を賠償し又は紛争を解決すること。
3. 工事目的物を完成するために必要な一切の手段については、申請者が定めて工事を施工すること。
4. 工事に着手する前に、道路上の工事については、中野警察署長の道路使用許可を得ること。
5. 工事に着手する前に、隣接する土地の所有者等利害関係者の了解を得ること。
6. 工事により境界杭を撤去した場合は、工事完了後、境界杭を再設置すること。
7. 工事により道路の通行制限が生じる場合は、区間、期間ともに必要最小限とし、道路通行制限願を町長に提出すること。
8. 工事現場には、工事標識、防護柵、赤色灯等を設置し、この工事が一般交通の支障とならないよう十分注意すること。
9. 器材、土砂等を路上に放置し一般交通の支障とならないよう十分注意すること。
10. 器材、土砂等の搬出、搬入にあたっては、一般交通の支障とならないよう十分注意するとともに、路面が汚損した場合は、速やかに清掃すること。
11. 工事が完了したときは、直ちに道路自営工事完了届を提出し、検査を受けること。
12. 工事により道路敷地へ設置した施設の申請者の責任期間は、完了検査合格の日から2年間とする。

道路自営工事変更承認指令書

山ノ内町指令第 号

様

平成 年 月 日付けで変更申請のあった道路自営工事について、下記の条件を付し道路法第24条の規定により承認する。

平成 年 月 日

山ノ内町長 竹 節 義 孝

記

条 件

1. 工事に関する一切の費用は、道路法第57条の規定により申請者の負担とすること。
2. 工事により第三者に損害を与え又は紛争が生じた場合には、申請者の負担において損害を賠償し又は紛争を解決すること。
3. 工事目的物を完成するために必要な一切の手段については、申請者が定めて工事を施工すること。
4. 工事に着手する前に、道路上の工事については、中野警察署長の道路使用許可を得ること。
5. 工事に着手する前に、隣接する土地の所有者等利害関係者の了解を得ること。
6. 工事により境界杭を撤去した場合は、工事完了後、境界杭を再設置すること。
7. 工事により道路の通行制限が生じる場合は、区間、期間ともに必要最小限とし、道路通行制限願を町長に提出すること。
8. 工事現場には、工事標識、防護柵、赤色灯等を設置し、この工事が一般交通の支障とならないよう十分注意すること。
9. 器材、土砂等を路上に放置し一般交通の支障とならないよう十分注意すること。
10. 器材、土砂等の搬出、搬入にあたっては、一般交通の支障とならないよう十分注意するとともに、路面が汚損した場合は、速やかに清掃すること。
11. 工事が完了したときは、直ちに道路自営工事完了届を提出し、検査を受けること。
12. 工事により道路敷地へ設置した施設の申請者の責任期間は、完了検査合格の日から2年間とする。

(様式第6号) (第5条関係)

道路自営工事不承認指令書

山ノ内町指令第 号

様

平成 年 月 日付けで申請のあった道路自営工事について、下記の理由により承認できない。

平成 年 月 日

山ノ内町長 竹 節 義 孝

記

理 由

この処分について不服がある場合には、この処分を知った日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法第4条および道路法第96条第2項の規定により県知事に対して審査請求をすることができます。
この場合、山ノ内町に対して異議申立をすることもできます。

(様式第7号) (第6条関係)

道路自営工事承認取消書

山ノ内町指令第 号

様

平成 年 月 日付け山ノ内町指令第 号で承認した道路自営工事は、下記の理由により取消す。

平成 年 月 日

山ノ内町長 竹 節 義 孝

記

理 由

この処分について不服がある場合には、この処分を知った日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法第4条および道路法第96条第2項の規定により県知事に対して審査請求をすることができます。

この場合、山ノ内町に対して異議申立をすることもできます。

道路自営工事完了届

平成 年 月 日

山ノ内町長 様

住所

氏名

印

下記のとおり完了したので提出します。

記

1 許可番号	平成 年 月 日付山ノ内町指令第 号		
2 工事の目的			
3 自営工事の 場所	町道	線	車道・歩道・その他
	山ノ内町大字		番地先
4 自営工事期間	平成 年 月 日から 平成 年 月 日 (工事完了日) まで		
5 工作物件又は施設 の構造	名称	規模	
	数量	構造	
6 工事の方法及び工 事業者			
7 道路の 復 方法			
8 添付書類	工事施工写真 (着工前、完了後、施工状況等)		

道路自営工事完了検査結果通知書

第 号
平成 年 月 日

様

山ノ内町長

印

完了検査の結果は、下記のとおりです。

記

1 工事の目的			
2 工事の場所			
3 工事の期間	平成 年 月 日～平成 年 月 日 まで		
4 許可番号及び 年 月 日	平成 年 月 日付山ノ内町指令第 号		
5 施工業者名	電話		
6 現場責任者 氏 名	電話		
7 工事完了 年 月 日	平成 年 月 日	8 工事完了届 年 月 日	平成 年 月 日
9 検査年月日	平成 年 月 日	10 工作物引取 年 月 日	平成 年 月 日
11 検査結果			
12 申請者住所氏名 (法 名)		13 検査	

完了検査合格日から2年間、申請者の責による瑕疵が発見された場合は、手直しをしてもらう場合があります。

(様式第1号) (第1条関係)

道路自営工事道路原状回復命令書

山ノ内町指令第 号

様

平成 年 月 日付け山ノ内町指令第 号で取消した道路自営工事は、下記のとおり道路原状回復を命令する。

平成 年 月 日

山ノ内町長 竹 節 義 孝

記

- 1 工事の場所
- 2 施設又は工作物等
- 3 原状回復の方法
- 4 原状回復の期限
- 5 その他

この処分について不服がある場合には、この処分を知った日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法第4条および道路法第96条第2項の規定により県知事に対して審査請求をすることができます。
この場合、山ノ内町に対して異議申立をすることもできます。